

産学官連携による神戸の街並みPR動画制作業務 委託仕様書

1. 業務名称

産学官連携による神戸の街並みPR動画制作業務

2. 業務目的

- ・神戸市では、「見違える神戸」を目指し、都心の再整備や駅前空間のリノベーション等のプロジェクトを推進しており、実際に街並みが生まれ変わり始めている。
- ・「新たに生まれ変わったまち」以外にも、神戸ならではの「自然と一体となったまち」、「異国情緒溢れるまち」、「下町情緒溢れるまち」といった多様な街並みをPRし、市内外問わず多くの方に神戸の魅力の発見を提供する。
- ・上記の魅力ある街並みを切り口に、神戸に住みたい、また訪れたいという心情を映像で表現し、ターニングポイントでの若者の転入転出、国内外からの観光客の獲得といった課題解決を図る。

→「観光客・移住者・定住者」の獲得、「シビックプライド」の醸成につなげる。

- ・具体的には、「①市外から旅行に来た大学生」、「②就職を機に転出を考える若者」、「③市外から出張に来た若手社会人」、「④海外から旅行に来た外国人」の4つの視点から神戸の街並みの魅力が伝わるような映像を制作し、①観光客の増、②就職を機とした転出の減、③結婚を機とした転入の増、④インバウンド誘客の増につなげる。
- ・ターゲットとなる若者に年齢が近く神戸市内で映像制作等の専門分野を学ぶ学生や、専門的な技術や経験を有する地元の映像制作会社のアイデアを取り入れることで、目的の達成を目指す。

3. 体制

- ・神戸市(都市局若手職員)×神戸電子専門学校(学生)×地元映像制作会社(受託事業者)でプロジェクトを進める。
- ・本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
(動画の企画やシナリオ、撮影、構図、編集など専門的な技術や経験を備えている者など、実施体制において適切な人員を配し、市・学校と連携できる体制を整えること)
- ・業務全体を統率する管理責任者をおくこと。
- ・共同検討した内容の最終決定は神戸市が行うものとする。
- ・受託事業者が共同検討の打合せを主催すること。
- ・市職員・学生の意見や案を取り入れるため、市職員と学生の考えを聞き、活発な意見が交わされるよう打合せ運営を行うこと。
- ・打合せの日程調整は、受託事業者が行うこと。

- ・打合せ内容を踏まえて脚本等の制作に必要な資料作成を行うこと。
- ・打合せ終了後は速やかに議事録を作成し、本市に提出すること。

4. 業務内容

(1) キャッチコピーの共同検討

- ・「2. 業務目的」を踏まえ、若者に刺さる（＝自分に関係のあることとして実感できる）フレーズを市・学校・企業3者共同で検討すること。ただし、応募時のキャッチコピー案をベースに市職員・学生の意見や案を取り入れる形で進める。
- ・打合せ：1時間×1回程度

(2) 動画の共同企画及び共同制作

- ・動画の企画と脚本については、市・学校・企業3者共同で「2. 業務目的」を踏まえて進めること。ただし、応募時の動画構成案をベースに市職員・学生の意見や案を取り入れる形で進める。動画の企画と脚本制作には、神戸電子専門学校の学生（動画プロモーションコース）が参加する（学生については神戸市にて別途調整）。
- ・動画の出演者については、神戸電子専門学校の学生（声優・タレント学科）等を起用すること（学生については神戸市にて別途調整）。学生以外の出演者については企業が委託料の範囲で用意すること（最大10名程度を想定）。
- ・動画の撮影と編集については、企業が中心となって行うこと。神戸電子専門学校の学生（動画プロモーションコース）も動画の撮影や編集等に参加できるようにすること。
- ・導入からターゲットの興味を惹けるようシチュエーションやフレーズを工夫すること。
- ・打合せ：1時間×3～5回程度

(3) 映像の仕様

①長さ

ア) 60秒～120秒程度のもの（本市YouTubeチャンネルへの掲載を想定）

イ) 上記ア) を編集した10秒～15秒程度の短縮版（本市契約のデジタルサイネージを含む各種プロモーションでの活用を想定）

※単にア) を短縮するだけでなく、配信媒体を考慮し、限られた時間で興味を惹く内容となるよう工夫する。

②本数

4つの視点（①市外から旅行に来た大学生、②就職を機に転出を考える若者、③市外から出張に来た若手社会人、④海外から旅行に来た外国人）からの動画（4本）＋それらの総集編（1本）を上記ア) イ) の2パターン作成（計10本）

③言語

上記①の全てにおいて、日本語で制作すること。

④動画の向き

上記イ) は、横型の動画を基本として、縦型へ編集を行ったものも制作すること。

⑤音響

映像と調和する効果的な音響を使用する。

神戸電子専門学校の学生（サウンド分野）が中心になって作成すること。

(4) 出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼

①受託者は、神戸市と協議のうえ、出演者、協力者等に関する交渉を行い、謝礼等を支払う必要がある場合は委託料の範囲で行うこと。

②受託者は、出演者、協力者等の肖像権、及び音楽の著作権等に関わる調整を行い、SNS（Twitter、Instagram等）やYouTube上での配信や、動画の一部分もしくは静止画のWEB広告への使用、その他不特定多数の者が二次利用すること（関係各所への提供や街頭ビジョン・イベントでの上映等）の同意を得るとともに、料金等を支払う必要がある場合は委託料の範囲で行うこと。

③出演者等の肖像使用により制作動画に使用期限が設けられないようにすること。

(5) 撮影

①被写体となる施設等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、モデル等の手配、モデル等への利用許諾取得、その他撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。なお、撮影に伴う経費（施設入場料、交通費等）は、すべて委託料に含まれる。

②撮影対象の特性等を考慮し、天候や光の当たり方等の諸条件が整った際に行うこと。

5. 委託金額の上限

5,000,000円（消費税・地方消費税含む）

6. 委託業務期間

契約締結日から令和6年1月31日（水曜）までとする。

7. 成果物

本業務による動画制作物2点（データおよびDVD納品）

※1月中に納品すること。

※電子媒体の提出の際には、電子納品チェックシステム等によるチェックを行ってエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出するものとする。なお、電子納品に係る費用は、諸経費に含む。

※成果物の制作状況や途中経過を随時本市に報告すること。

8. 留意事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書

面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

(3) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。